

justax

No.13

AUG'94

東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

代償分割で損しないために!

●遺産分割調整金の圧縮計算●

代償分割や死後認知、遺留分の減殺請求があった場合、現物分割ができないときは、遺産分割の対価として価額弁償金(遺産分割調整金)が支払われます。

■代償分割は、代償分割の対象となる財産の時価に基づいて行われますので、その財産を取得した相続人がその代償として負担する遺産分割調整金の額が財産の相続税評価額より多い、つまり、課税価格がマイナスになることがあります。この場合には、遺産分割調整金を代償分割対象財産の時価と相続税評価額との割合で圧縮計算をする取扱いになっていました(昭57.5.17直資2-178内部通達)。しかし、課税価格がマイナスとならない場合でも、遺産分割調整金の圧縮計算ができるという判例・裁決が相次いで出されました。その中の一つである前橋地裁(平成4年4月28日判決)をご紹介します。

◎父の死後、認知された原告Xは、父の相続について他の共同相続人との争いのすえ、遺産のうちから山林・立木・株式を取得し、他の遺産については他の共同相続人に取得させる代わりに、共同相続人の4人から遺産分割調整金402,500,000円を7年間の分割で支払ってもらうこととなりました。

◎被告課税庁は、遺産分割調整金について、無利息分割債権であることから、相続開始の時から約定支払い期までの期間利息(年8%の複利計算)を控除した金額211,091,210円と評価して課税価格を計算し、原告Xの更正処分を行いました。

これに対して、原告Xは次の算式により遺産分割調整金を圧縮計算した金額91,437,326円で評価すべきであると主張しています。

$$\text{遺産分割調整金の額} \times \frac{\text{代償分割の対象となった相続財産の相続開始時における相続税評価額}}{\text{代償分割の対象となった相続財産の代償分割時における通常の取引価額}}$$

◎判決理由では、原告Xは裁判上の和解により、法定相続分(27分の2)に相当する財産を取得したと認められるにもかかわらず、被告課税庁の更正処分では原告Xが相続税の総額の53%の相続税額を負担することになり、他の共同相続人の相続税負担額に比べて著しく均衡を欠いているから租税の公平負担の原則に反すると判断しました。そして、原告Xの上記の遺産分割調整金の圧縮計算を相当とする判断を下しました。算式中の代償分割対象財産の通常の取引価額については、遺産分割協議の時における原告Xの主張した時価3,659,628,126円と他の相続人が主張した時価1,823,653,928円との平均金額2,741,641,027円を相当としています。

なお、この判決等のあと、相続税法基本通達11の2-9,11の2-10が発遣(平4.12.24課資2-131)されました。

……………(資料提供 東京税理士データバンク室)